

令和 8 年

第1回軽井沢町議会定例会
7月第1回会議議案

軽 井 沢 町

令和 8 年第 1 回軽井沢町議会定例会 7 月第 1 回会議議案目次
(令和 8 年 7 月 2 4 日提出分)

議 案 番 号	議 案 名	頁
議案第 4 6 号	令和 8 年度町単 3 t ダンプ購入契約の締結について	3
議案第 4 7 号	令和 8 年度国補中部小学校エレベーター設置工事請負契約の締結について	7
議案第 4 8 号	和解について	13
議案第 4 9 号	令和 8 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 3 号）	別冊

令和 8 年度町単 3 t ダンプ購入契約の締結について

令和 8 年度町単 3 t ダンプ購入について、下記のとおり物品契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

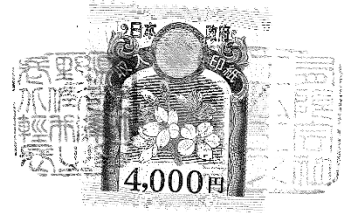
- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 8 年度町単 3 t ダンプ購入 |
| 2 | 契約の金額 | 17,869,500 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 軽井沢町大字長倉 5212 番地 8
有限会社エムエス工業
代表取締役 村瀬 儀光 |

令和 8 年 7 月 24 日提出
軽 井 沢 町 長 土 屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川 島 さゆり



物品購入仮契約書



- 1 物 品 名 令和8年度 町単 3 t ダンプ購入
- 2 納 入 場 所 軽井沢町役場 軽井沢町大字長倉 2381 番地 1
- 3 納 入 期 限 令和9年3月25日
- 4 物 品 内 訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 金 額 金 17,869,500 円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,624,500 円
 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び
 第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出
 したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契 約 保 証 金 金 1,786,950 円
 軽井沢町財務規則第124条第1項の規定による

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月26日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫 印

受注者 住 所

商号又は名称

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉5212-3
 有限会社 エムエス工業

氏 名

代表取締役 村 瀬 儀 光 印

(様式第8号 第20関係)

単位：円

入札執行表 (結果)

令和8年度

契約番号 000026

入札日時

令和8年6月25日 13時40分

件名	令和8年度 町単 3tダンプ購入					
場所	軽井沢町役場 軽井沢町大字長倉2381番地 1					
納期	令和9年3月25日					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	有限会社エムエス工業	16,245,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 有限会社エムエス工業

(2) 落札額 ¥16,245,000 (税抜)

¥17,869,500 (税込) うち消費税相当額 ¥1,624,500

執行者職氏名 副町長 上原 章生

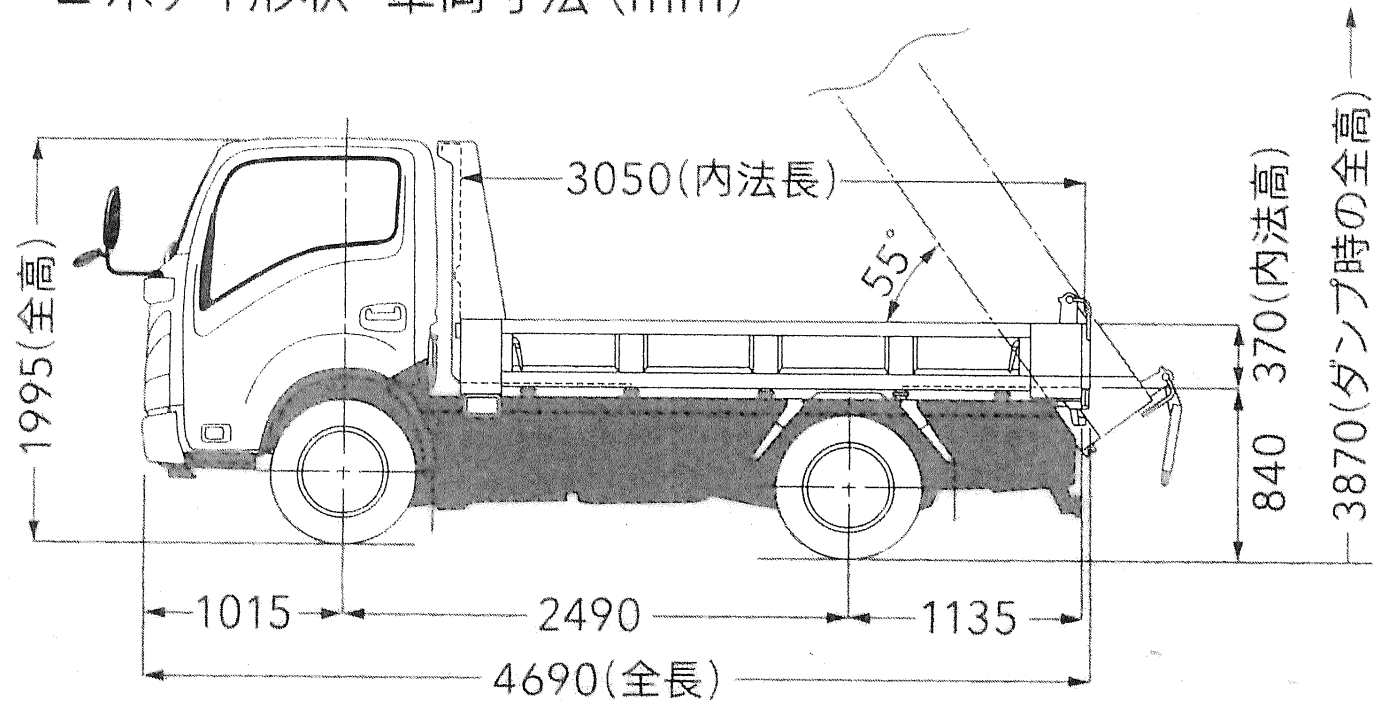


立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘

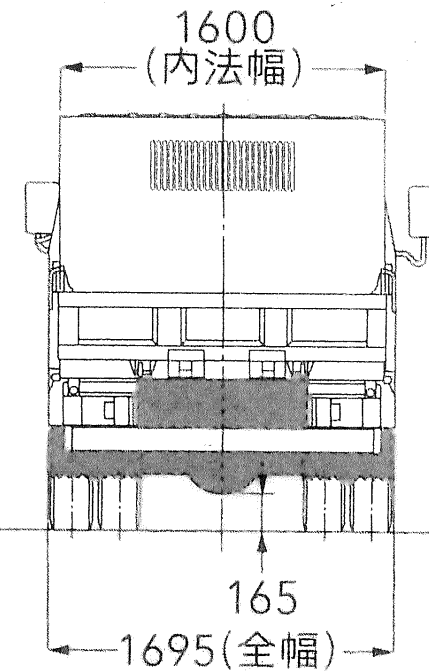


3 t ダンプ 外観図

■ ボディ形状・車両寸法 (mm)



■ 荷台内寸法 (mm)



令和 8 年度国補中部小学校エレベーター設置工事請負契約の
締結について

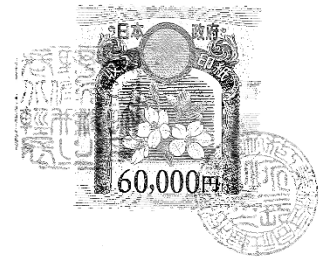
令和 8 年度国補中部小学校エレベーター設置工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項第 5 号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年輕井沢町条例第 20 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 8 年度国補中部小学校エレベーター設置工事 |
| 2 | 契約の金額 | 112,200,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 軽井沢町大字長倉 4630 番地 18
竹花工業株式会社軽井沢営業所
所長 小林 秀司 |

令和 8 年 7 月 24 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議長 川島 さゆり



建設工事請負仮契約書

- 1 工 事 名 令和8年度 国補 中部小学校エレベーター設置工事
- 2 工 事 場 所 軽井沢中部小学校 軽井沢町大字長倉 3734
- 3 工 期 自 軽井沢町議会議決の日
至 令和9年3月30日
- 4 請負代金額 金 112,200,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 10,200,000 円
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金 金 11,220,000 円
軽井沢町財務規則第124条第2項の準用規定における同財務規則第110条第2項第5号の規定による。
- 6 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第2条の規定により議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約が議会において否決されたときは、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年6月30日

発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

氏 名 軽井沢町長 土 屋 三 千 夫 ㊟

受注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉4630番地18
氏 名 竹花工業株式会社 軽井沢営業所
所長 小林秀司



(様式第8号 第20関係)

単位：円

入札執行表（結果）

令和8年度

契約番号 000324

入札日時

令和8年6月25日 13時30分

件名	令和8年度 国補 中部小学校エレベーター設置工事					
場所	軽井沢中部小学校 軽井沢町大字長倉3734					
期間	軽井沢町議会議決の日 から 令和9年3月30日 まで					
	業者名	第1回入札額	第2回入札額	第1回見積額	第2回見積額	摘要
1	竹花工業株式会社 軽井沢営業所	102,000,000				落札
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 竹花工業株式会社 軽井沢営業所

(2) 落札額 ¥102,000,000 (税抜)

¥112,200,000 (税込)

うち消費税相当額

¥10,200,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生

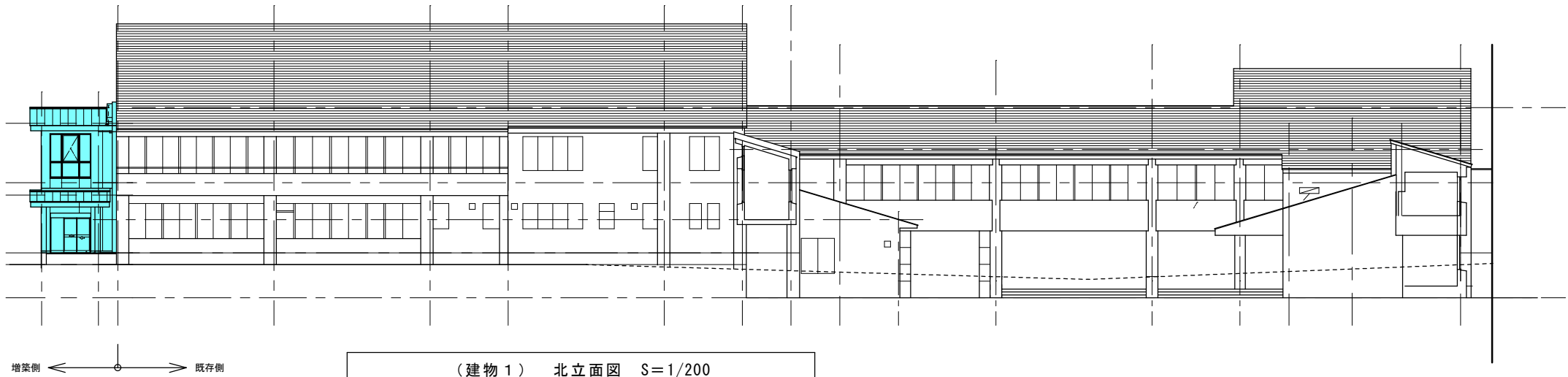


立会者職氏名 会計管理者 星野 和弘

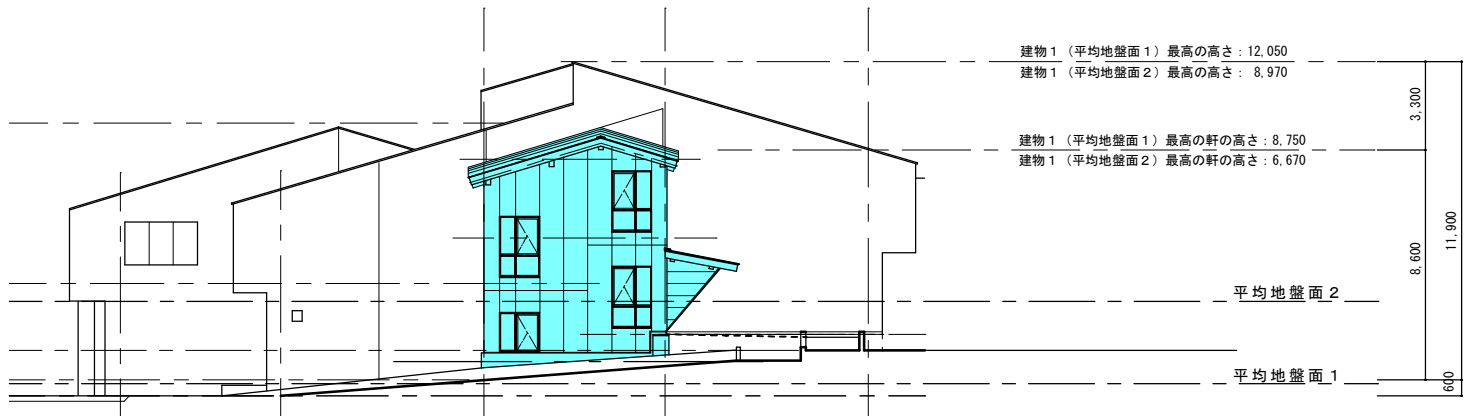




(建物 1) 南立面図 S=1/200



(建物 1) 北立面図 S=1/200

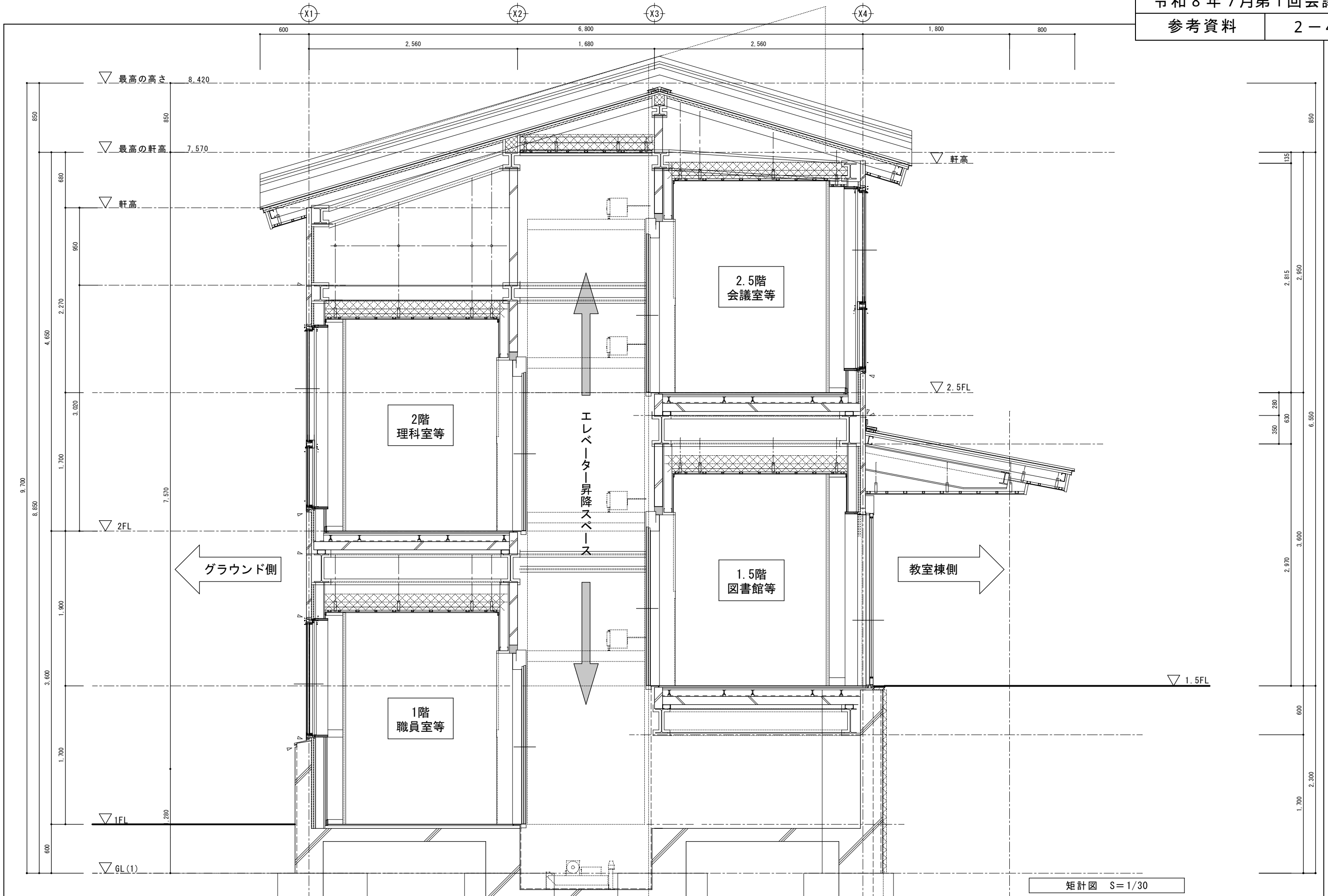


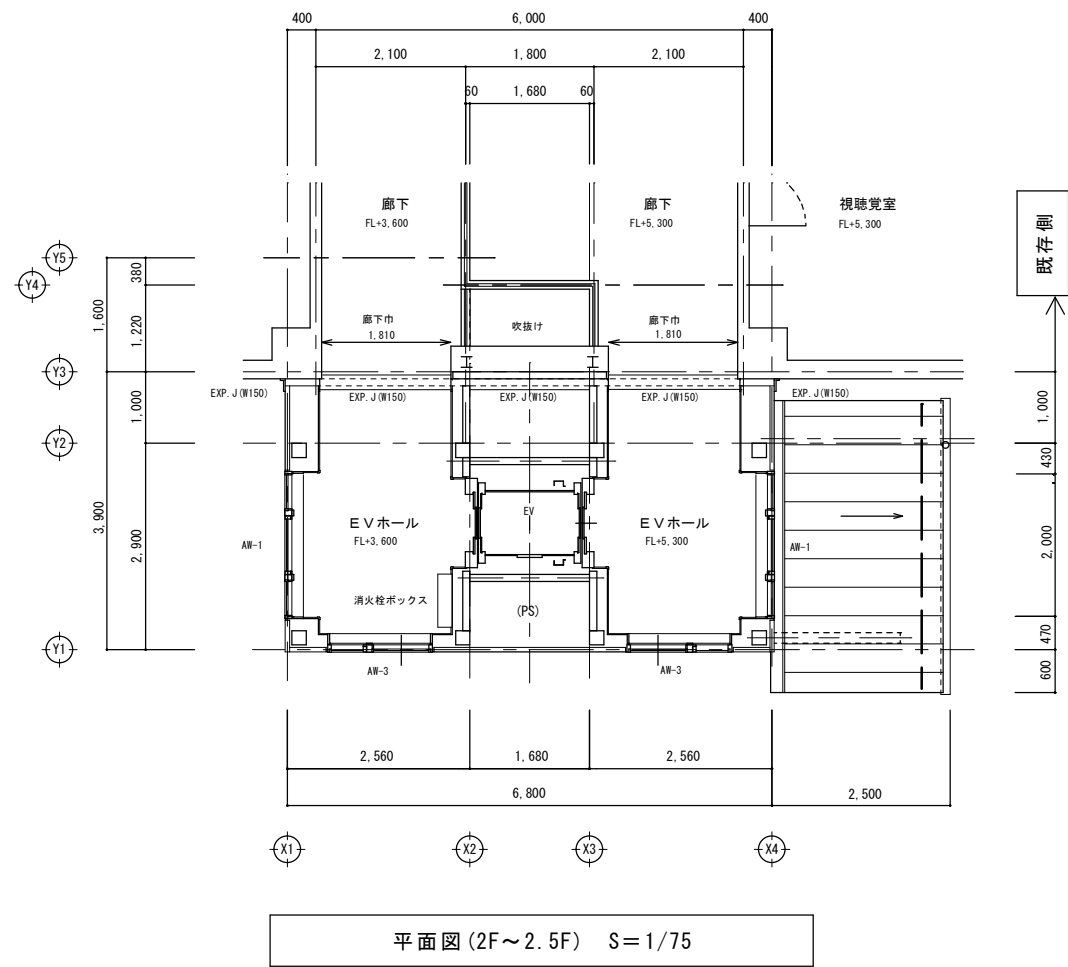
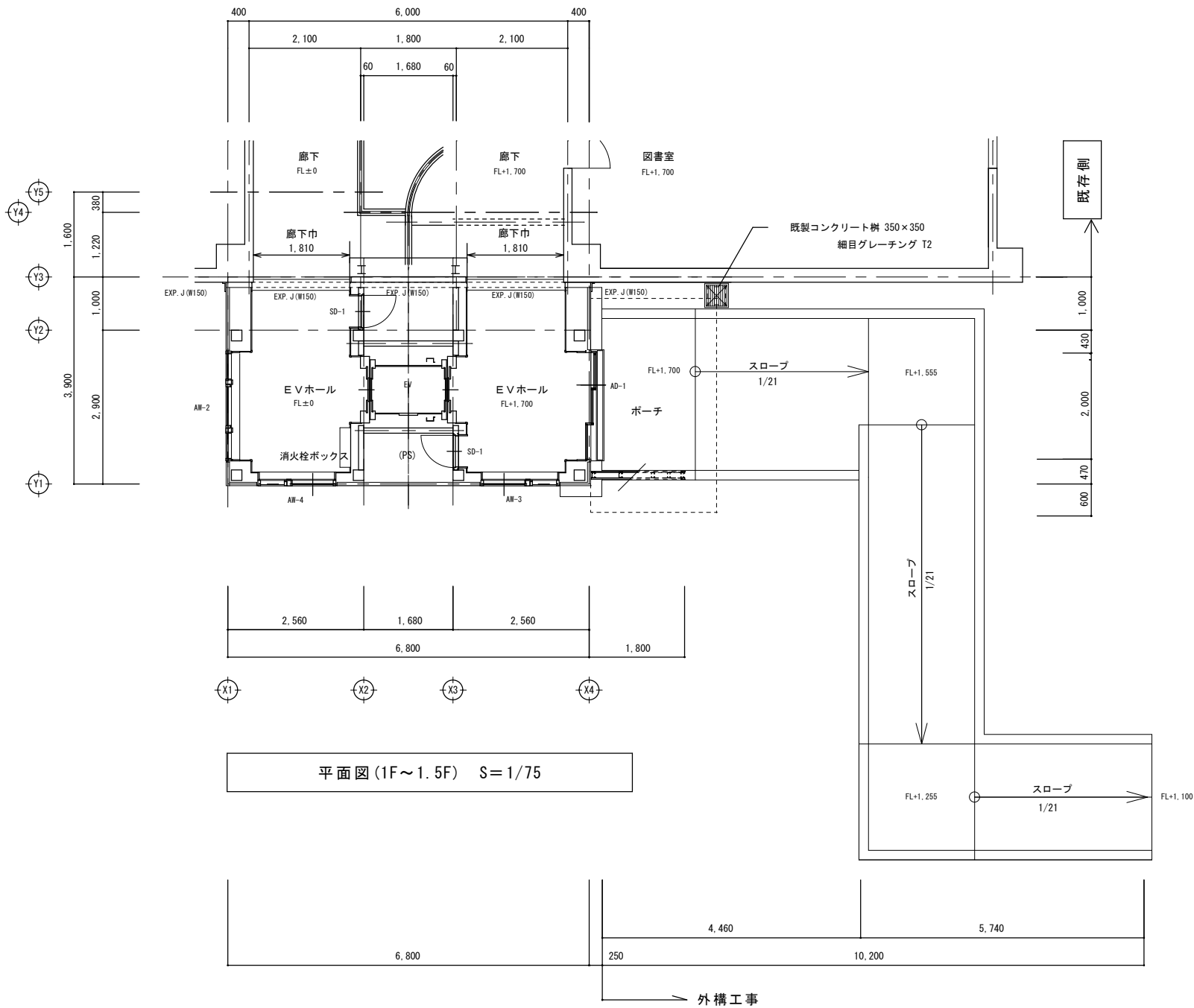
(建物 1) 東立面図 S=1/300

軽井沢町

工事名称
令和 8 年度 国補 中部小学校エレベーター設置工事

TITLE	(建物 1) 全体立面図	SHEET No.
DRAWN BY		DATE 2026.7
DRAWN BY		SCALE 1/200
CHECKED BY		OUTPUTSCALE





軽井沢町	工事名称 令和 8 年度 国補 中部小学校エレベーター設置工事				TITLE 平面図・屋根伏図	SHEET No.

和解について

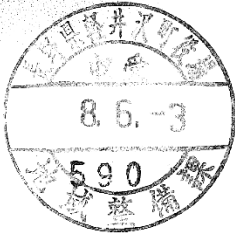
下記のとおり和解をすることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

記

相手方	長野市大字南長野字幅下 692 番地 2 長野県知事 阿部 守一
事件の概要	町が実施する住宅耐震改修事業補助に係る国の交付金の交付率について相手方が誤った解釈に基づいて町に説明したことにより、誤った算定額と正しい算定額の差額を町が負担することになり、町に損害が発生した。
和解の内容	相手方は、町に対し、損害賠償金として 21 万 6 千円を、示談の効力が発生した日から起算して 1 か月以内に支払うものとし、町は相手方に対し、その余の請求は一切しないものとする。

令和 8 年 7 月 24 日提出
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 8 年 月 日
軽井沢町議会議員 川 島 さゆり



示 談 書

甲	住 所	北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1
	氏 名	軽井沢町長 土屋 三千夫
乙	住 所	長野市大字南長野字幅下 692 番地 2
	氏 名	長野県知事 阿部 守一
損害の内容	軽井沢町が実施する耐震改修補助金（除却）に係る国交付金の交付率について、長野県が誤った解釈に基づいて軽井沢町に説明したため、町が国交付金を誤って算定した。また、県もその誤りに気付くことができなかった。 誤った算定額を正しい算定額に見直したことで生じた差額が軽井沢町の損害である。	
示談内容	乙は甲に対して、損害賠償金として金 216,000 円を、示談の効力が発生した日から起算して、1ヶ月以内に支払うものとし、甲は乙に対し、その余の請求は一切しないものとする。 なお、この示談書は、長野県議会の議決又は長野県知事の専決処分があり、かつ、市町村の所定の手続があったときに正式な示談書とみなし、効力を発するものとする。 この示談の成立を証するため、本書2通を作成し、各自その1通を所持するものとする。	

今後本件に関しては、双方異議の申し立てをしないことを約します。

令和8年6月3日

(甲) 住 所 北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏 名 軽井沢町長 土屋 三千夫



(乙) 住 所 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

氏 名 長野県知事 阿部 守一

